

子育て世帯臨時特例給付金について

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行うもの。児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものである。

（１）名称

子育て世帯臨時特例給付金

（２）実施主体

市町村（特別区を含む。）

（３）支給対象者

基準日における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。

（４）対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童。

- ※1 基準日に生まれた児童も対象に含める。
- ※2 基準日より後に生まれた児童や基準日以後に死亡した児童は対象外。
- ※3 基準日時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を修了している場合においても対象。

ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者及び生活保護の被保護者等は除く。

（５）基準日

平成26年1月1日（臨時福祉給付金と同日）

（６）給付額

対象児童一人につき1万円

（７）費用

全額国庫負担（10/10）

※ 実施にかかる事務費についても、全額国庫負担

「好循環実現のための経済対策」(抄)

(平成25年12月5日閣議決定)

第2章 具体的施策

IV. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和

消費税率引上げによる需要の過度の変動が景気の下振れリスクとならないよう、経済政策パッケージに基づき駆け込み需要とその反動減等に対応した給付措置及び低所得者への影響を緩和するための給付措置を講ずるとともに、子育て世帯への影響を緩和するための給付措置を講ずる。

(略)

- 簡素な給付措置（臨時福祉給付金（仮称））（厚生労働省）
- 子育て世帯に対する臨時特例給付措置

子育て世帯臨時特例給付金（対象者）

支給対象者

- 基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。
 - ※1 基準日に生まれた児童については、平成26年2月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者。
 - ※2 基準日以後に死亡した場合には、配偶者等に支給。
 - ※3 児童手当と同様、支給対象者がDV加害者である場合は、児童を同伴するDV被害者（配偶者）に支給。
 - ※4 施設入所等児童については、児童本人に支給。

対象児童

- 支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童。
 - ※1 基準日に生まれた児童も対象に含める。
 - ※2 基準日より後に生まれた児童や基準日以後に死亡した児童は対象外。
 - ※3 基準日時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を修了している場合においても対象。
- ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者（*1）及び生活保護の被保護者（*2）等は除く。
- （*1）消費税率の引上げに伴う影響の緩和という点において、臨時福祉給付金と同様であることを考慮して、対象外としている。
＜臨時福祉給付金の対象者＞
市町村民税（均等割）が課税されていない者から、以下の者を除いたもの。
 - ・ 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
 - ・ 生活保護制度内で対応される被保護者等
- （*2）生活保護の被保護者については、平成26年4月に消費増税による負担増の影響分を織り込んで生活扶助基準の改定を行うことを想定しているため、対象外としている。

子育て世帯臨時特例給付金（給付額）

金額

- 対象児童一人当たり1万円。

考え方

- 消費税率引上げに際し子育て世帯への影響を緩和する等の観点から実施するものであり、臨時福祉給付金の給付額を参考に、対象児童一人当たり1万円としたもの。

支給回数

- 今回の給付措置は、臨時特例的に行うものであり、1回限りで支給する。

子育て世帯臨時特例給付金（支給手続）

支給手続

- 支給対象者は、原則として、基準日（平成26年1月1日）時点の住所地の市町村（特別区を含む。）に対して、支給の申請を行う。
- 申請を受け付けた市町村は、児童手当の受給状況、前年の所得、臨時福祉給付金の受給資格等について審査の上、支給対象者に対して支給を行う。
 - * 基準日より後に転居をした場合であっても、転入先ではなく、1月1日時点の住所地の市町村が支給を行う。
 - * 市町村が地域住民（公務員を含む。）に一元的に支給。
 - ※ 子育て世帯臨時特例給付金は、児童手当の上乗せではなく、子育て世帯への消費税の影響緩和等の観点から支給するもの。
 - ※ 市町村における円滑な事務実施のため、公務員については、例えば以下のような措置を実施。
 - ・支給対象者を容易に判断できるよう、平成26年1月分の児童手当受給者である旨の証明書を所属庁が発行。
 - ・公務員用の全国統一の申請書様式を配布し、申請者が上記の証明書を添付して申請。
 - ・公務員への申請勧奨は、一義的に各所属庁において実施し、申請漏れが生じないよう徹底。

子育て世帯臨時特例給付金（その他）

経費

- 子育て世帯臨時特例給付金に要する経費については、平成25年度補正予算案に1,473億円を計上している。

（内訳）

- ・ 給付費 1,271億円
- ・ 事務費 202億円（うち、地方公共団体分 200億円）

スケジュール等

- 支給時期については、各自治体において、準備が整い次第支給する。
 - * 消費税率引上げの影響を緩和する等の趣旨に鑑み、臨時福祉給付金の支給スケジュールを踏まえつつ、支給する。

事 務 連 絡

平成 26 年 1 月 23 日

各 都道府県、指定都市、中核市

子育て世帯臨時特例給付金担当課（室） }
所属職員に対する児童手当支給事務担当課（室） } 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室

子育て世帯臨時特例給付金の実施に当たり公務員所属庁で行う事務について

子育て世帯臨時特例給付金支給事業及び児童手当支給事務の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、平成 25 年 12 月 26 日付当室事務連絡（別添）により、各所属庁で実施していただく事務の詳細については追ってお示しすることとしていましたが、今般、別記のとおり事務の詳細をご案内させていただきますので、事務の実施につきまして特段の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、本事務連絡でお示しする所属庁における実施事務は、所属職員の児童手当支給事務を行っている国、都道府県及び市町村の行政機関等における共通の取扱いとなります。

国の行政機関等に対しては、別途同様の事務連絡を当室から発出して周知します。

各都道府県子育て世帯臨時特例給付金担当課（室）におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）の子育て世帯臨時特例給付金担当課（室）及び所属職員に対する児童手当支給事務担当課（室）への周知につきまして、よろしくお取りはからいのほどお願い申し上げます。

【担当】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室

伊藤丈泰、山口^{ひろし}宙嗣

TEL 03-5253-1111（内線：7850）

FAX 03-3595-2672

子育て世帯臨時特例給付金の実施に当たり公務員所属庁で行う事務について

I 子育て世帯臨時特例給付金の実施に当たり所属庁で行う事務の概要等

- 子育て世帯臨時特例給付金（以下「子育て臨時給付金」という。）の支給対象者は、「基準日（平成 26 年 1 月 1 日）における平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。以下同じ。）の受給者」（平成 26 年 1 月 1 日生まれの児童を養育している場合は当該児童に係る平成 26 年 2 月分の児童手当の受給者を含む。以下同じ。）を基本とするが、公務員である児童手当の受給者（以下「公務員児童手当受給者」という。）の情報を当該公務員児童手当受給者の住所地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は保有していない。

- このため、市町村においては、公務員児童手当受給者の所属庁の協力がなければ、
 - 子育て臨時給付金の支給要件となる「基準日における平成 26 年 1 月分の児童手当の受給者」であることが確認できない
 - 公務員児童手当受給者に対して、子育て臨時給付金の申請を行うよう個別に勧奨ができないという課題がある。

- これを踏まえ、公務員児童手当受給者が所属する各所属庁において、
 - 子育て臨時給付金の支給対象となり得る公務員児童手当受給者に対する、基準日における平成 26 年 1 月分の児童手当の受給状況（公務員児童手当受給者が平成 26 年 1 月 1 日生まれの児童を養育している場合は、当該児童に係る平成 26 年 2 月分の児童手当の受給状況を含む。以下同じ。）に係る証明書（以下「証明書」という。）の交付（証明書の交付を受けた公務員児童手当受給者は、子育て臨時給付金の申請書に当該証明書を添付して市町村へ申請）
 - 証明書の交付の対象者である公務員児童手当受給者に対して、基準日時点に住所を有する市町村へ子育て臨時給付金の申請を行うよう勧奨
 - 証明書の交付の対象者である公務員児童手当受給者に対して、公務員用の全国統一の申請書様式を配布等の事務をお願いするものである。

II 所属庁における具体的な事務

1. 証明書交付事務

(1) 証明事項

- 証明書により証明すべき事項は、各所属庁で保有する児童手当受給者情報のうち、別紙様式1の「公務員児童手当（特例給付）受給状況証明書」様式記載の事項とする。

（受給者）

氏名、性別、生年月日、住所、配偶者の有無、配偶者の氏名、児童手当の支給区分（児童手当か特例給付か）及び児童手当支払金融機関

（対象児童）

氏名、続柄、生年月日、同居・別居の別及び住所又は住所地の市町村名

- 別紙様式1の証明書様式に代えて、各所属庁で保有する「児童手当・特例給付受給者台帳」（児童手当受給者ごとに作成した台帳）の表面の写しを活用して証明することも可能とする（別紙様式2）。

(2) 証明時点

- 証明書により証明を行う時点は、子育て臨時給付金の基準日である平成26年1月1日現在とし、各公務員児童手当受給者の平成26年1月分の児童手当の受給状況について証明する。

- ・ 証明書交付時点で所属庁が把握している児童手当の受給状況と基準日時点の状況が異なる場合があるが（例：出生等により児童手当支給対象児童が増えた場合等）、あくまで基準日時点の状況を証明することが必要である。
- ・ 基準日以後に他の官署に異動した者や退職した者についても、基準日時点の所属庁において証明する必要がある。
- ・ 基準日以後の認定により遡って平成26年1月分の児童手当の支給を受けることとなった者についても証明の対象者となる。逆に、認定の取消により遡って平成26年1月分の児童手当が支給されなくなった者は証明の対象外となる。

(3) 証明者

- 証明書による証明は、各公務員児童手当受給者の児童手当の認定権者が行うものとする（認定権限を委任している場合は、委任を受けている者とする）。

(4) 証明書の交付時期

- 公務員児童手当受給者に対する証明書の交付は、各所属庁において準備ができ次

第、行うものとする。

- ただし、基準日時点の所属庁が証明書を交付することとなるため、一般的に4月の異動が多いこと等を考慮すると、平成25年度内に対象者に交付することが望ましい。

(5) その他

- その他証明書に記載すべき事項として、証明事務の担当課室・担当係・連絡先を記載することとし、公務員児童手当受給者が子育て臨時給付金の申請を行った市町村からの証明事項に関する照会に対応することとする。
 - ※ 照会に対しては、証明書の記載事項に関してのみ対応することとし、個人情報の取扱いに十分留意する。
 - ※ 証明書の交付の対象者である公務員児童手当受給者に対しては、証明書の記載事項に関して市町村から所属庁へ照会があった場合には対応する旨、あらかじめ周知しておく。

2. 証明書交付を省略できる場合

- 市町村の職員のうち、当該職員が勤務する市町村と当該職員の基準日時点の住所地の市町村が一致する者については、同一市町村内での処理であるため、当該市町村の証明書交付事務担当部署は、子育て臨時給付金支給事務担当部署と調整の上、それらの者の基準日時点の平成26年1月分の児童手当の受給状況（証明事項）の一覧を作成し、当該市町村の子育て臨時給付金支給事務担当部署へ情報提供することにより、一覧に掲載された職員本人に対する証明書交付を省略する取扱いで差し支えないものとする。
 - ※ 国家公務員、都道府県の職員及び市町村の職員のうち当該職員が勤務する市町村と当該職員の基準日時点の住所地の市町村が一致しない者については、このような取扱いとはしないものとする（所属庁により証明書交付方式を採る場合と一覧作成方式を採る場合でばらつきがあった場合、市町村の支給事務に混乱を来すおそれがあるため）。

- なお、一覧作成方式を採った場合であっても、公務員児童手当受給者本人による市町村への支給申請は必要であるので、留意願いたい。

3. 公務員児童手当受給者への申請勧奨事務

(1) 所属庁による申請勧奨の必要性

- 市町村においては、広報等により地域住民に対して一般的な申請勧奨を行うが、公務員児童手当受給者を把握していないことから、公務員児童手当受給者に対する

個別の申請勧奨までは困難である。

- そのため、公務員児童手当受給者に対しては、一義的に所属庁において個別の申請勧奨を行うことが必要となる。

(2) 申請勧奨の方法

- 公務員児童手当受給者（証明書の交付の対象者）に対して、以下の事項を周知することにより、申請勧奨を行うことが考えられる。
 - 子育て臨時給付金の支給対象者の範囲
 - ※ 平成 26 年 1 月分の児童手当については平成 24 年の所得が所得制限額未満であることにより支給されている者であっても、子育て臨時給付金は平成 25 年の所得で判定するため、平成 25 年の所得が児童手当の所得制限額以上であれば支給対象とならないことなどを周知
 - 平成 26 年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない者（その者に扶養されている児童を含む。）については、子育て臨時給付金の対象ではなく、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象となり、別の申請が必要であるため注意すること（臨時福祉給付金の申請方法等については住所地の市町村へ確認すること）
 - 子育て臨時給付金の申請は、基準日である平成 26 年 1 月 1 日時点の住所地の市町村に対して行うこと（基準日以後に市町村を異にして転居をした場合でも、基準日時点の住所地の市町村へ申請すること）
 - 子育て臨時給付金の申請受付開始日は市町村ごとに異なり、その申請期限は原則として申請受付開始日から 3 か月となるため、申請先となる市町村のホームページや厚生労働省のホームページ^(注)により申請受付開始日を確認すること
(注) 厚生労働省では、平成 26 年 5 月頃を目途に子育て臨時給付金及び臨時福祉給付金に関する特設ホームページを開設し、各市町村の申請受付開始日等の情報提供を行う予定。
 - 子育て臨時給付金の申請は公務員統一申請書様式により行い、申請書には所属庁が交付した証明書を必ず添付すること
 - 所属庁が交付した証明書は子育て臨時給付金の申請時まで大切に保管すること
 - 公務員児童手当受給者が子育て臨時給付金の申請を行った市町村から証明書の記載事項について照会があった場合は、証明書の記載事項の範囲内で回答するのでご承知置きいただきたいこと
- なお、これらの周知事項を記載した所属職員への周知用資料のひな形については、

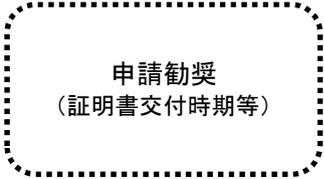
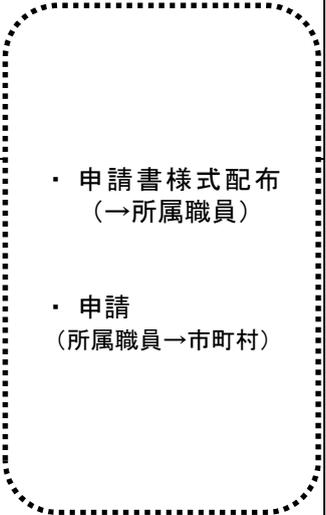
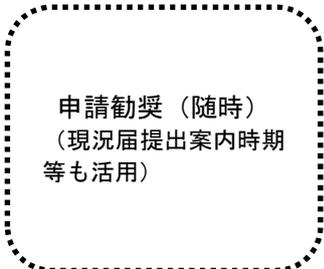
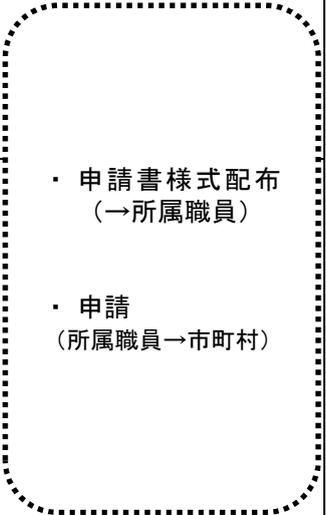
追ってお示しする。

4. 公務員統一申請書様式の配布について

- 公務員の子育て臨時給付金の申請に当たっては、所属庁による申請勧奨を確実に
行うことや申請先の市町村の円滑な事務実施を図る観点から、公務員用の全国統一
の申請書様式を定め、所属庁から支給対象となり得る所属職員にその様式を配布し、
これを用いて申請を行うこととする。

- 統一様式については、追ってお示しする。

Ⅲ 所属庁の事務実施スケジュール（イメージ）

全体の動き	証明書交付関係	申請勧奨関係	申請
(25年度内) ・補正予算 ・市町村へ交付要綱発出 ・申請受付開始（順次）	 証明書交付	 申請勧奨 (証明書交付時期等)	 申請
(26年度) ・申請受付開始（順次） ・児童手当現況届提出の 案内時期（5月頃） ・厚生労働省特設HP開 設（5月頃）		 申請勧奨（随時） (現況届提出案内時期 等も活用)	 ・申請書様式配布 (→所属職員) ・申請 (所属職員→市町村)

今後とも、所属庁における事務実施方法等について、Q&A等によりきめ細かくお示ししてまいります。

公務員児童手当（特例給付）受給状況証明書（平成26年1月1日現在）

受給者	(フリガナ) 氏名		住所		性別	生年月日	配属の有無	有・無	住所	区分 (平成26年1月分の児童手当について)	児童手当	所属庁
	男・女	生年月日	明浩 大正 昭和 平成	配属者の氏名								
児 童	住所又は住所地の市町村名（受給者と同居の場合は省略可）											
	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	同居・別居の別	平成	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別
	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	同居・別居の別	平成	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別
	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	同居・別居の別	平成	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別
	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	同居・別居の別	平成	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別
	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	同居・別居の別	平成	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別
	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	同居・別居の別	平成	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別
児童手当支払金融機関 (※)	金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)		(フリガナ) 口座名義		備考				
	1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 信連 5. 農協 6. 漁協 7. 信漁連	本・支店 出張所 支店コード	1 普通 2 当座									

※平成26年1月1日生まれの児童については、児童欄に氏名等を追記した上で、備考欄に「〇〇(氏名)」については、平成26年2月分の児童手当の対象児童となつている」と記載。

(※) ゆうちょ銀行を利用している場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）を記載

上記の者は平成26年1月1日現在の児童手当（特例給付）受給者であり、平成26年1月1日現在の受給状況は記載事項のとおりであることを証明します。

証明事務担当者	
担当課 (室)・ 担当係	
電話番号	

平成26年 月 日 証明者 印

証明書 附番〇〇〇〇

公務員児童手当（特例給付）受給状況証明書

下記の者は平成26年1月分の児童手当（特例給付）の受給者であり、平成26年1月1日現在の児童手当受給状況は別添（児童手当受給者台帳の写し）の通りであることを証明します。

記

氏名 〇〇 〇〇

平成26年 月 日

証明者 ㊟

証明事務担当
担当課（室）・担当係
電話番号

児童手当・特例給付受給者台帳

受給者	(ふりがな) 氏名 (法人名等)		職業 ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者		住所 (法人の主たる事務所 の所在地)		電話 ()		支払金融機関	名称	口座番号
	性別	男・女	生年月日	配属の有無	(ふりがな) 配属者の氏名	配属者の職業 ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者	児童との関係	児童との関係			
児童	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	児童との関係	児童手当・特例給付該当年月日	非該当年月日
			平成	同・別	平成		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	3歳未満 3歳以上 小学校修了前 中学校修了前	平成
			平成	同・別	平成		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成	平成
			平成	同・別	平成		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成	平成
			平成	同・別	平成		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成	平成
			平成	同・別	平成		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成	平成
			平成	同・別	平成		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成	平成
			平成	同・別	平成		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成	平成
			平成	同・別	平成		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成	平成
			平成	同・別	平成		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成	平成
加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種類	加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種類 エ. 地方公務員等共済 オ. 国民年金 カ. その他 ()										
備考	所得の状況		扶養親族等及び児童の数		認定年月日		支給開始年月		手当月額		
	平成	円	平成	人	平成	平成	平成	平成	・3歳未満分 ・3歳以上小学校修了前分 ・中学生分	円	円
児童手当特例給付	児童手当		児童手当		(消滅事由)		児童手当		計		

上記は原本と相違ないことを証明します。

平成26年 月 日

(別添)

事 務 連 絡
平成 25 年 12 月 26 日

各 都道府県、指定都市、中核市
所属職員に対する児童手当支給事務担当課（室）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室

「子育て世帯臨時特例給付金」事業実施事務について
(所属職員に対する児童手当支給事務担当課（室）における事務関係)

児童手当関係業務の実施につきましては、日頃より御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、「子育て世帯臨時特例給付金」の具体的実施方式等につきましては、平成 25 年 12 月 20 日付け、別添 1 「子育て世帯臨時特例給付金の実施について」(厚生労働省発雇児 1220 第 1 号厚生労働事務次官通知) 及び同日付け、別添 2 「「子育て世帯臨時特例給付金」に係る検討状況について」により、各地方公共団体あてに、現時点で検討している制度の概要等をお知らせしているところです。

これらを踏まえ、所属職員に対する児童手当支給事務担当課（室）に特に関係する事項及び当面の準備事務については別記のとおりとなりますので、御承知置きいただくとともに、事務の実施につきまして、御協力をいただきますようお願いいたします。

また、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知につきまして、よろしく願いいたします。

【担当】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室
伊藤、山口

Tel 03-5253-1111 (内線 : 7850)

FAX 03-3595-2672

(※別添 1 及び別添 2 は添付を省略しました。)

記

1. 子育て世帯臨時特例給付金の概要（詳細は別添 2 検討状況事務連絡の 1 参照）

(1) 趣旨

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行うもの。児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものである。

(2) 支給対象者

平成 26 年 1 月 1 日における平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その平成 25 年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。

※ 平成 26 年 1 月 1 日に児童が生まれた場合の取扱いは検討中。

(3) 対象児童

支給対象者の平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童。

※ 1 基準日以後に生まれた児童は対象外。（平成 26 年 1 月 1 日に生まれた児童の取扱いは検討中。）

※ 2 基準日時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を修了している場合においても対象。

ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者及び生活保護の被保護者等は除く。

(4) 支給額

対象児童一人につき 1 万円

2. 支給事務の流れについて（詳細は別添 2 検討状況事務連絡の 2 参照）

- 国家公務員及び地方公務員を含む地域住民に対して、市町村が支給する（所属庁からは支給せず、市町村が一元的に支給事務を行う）。
- 市町村における事務処理を円滑に実施するため、各所属庁は支給対象となり得る所属職員について、当該所属職員の住所地の市町村に対する児童手当受給状況の証明や申請勧奨等を実施する。

3. 本給付金事業実施のための当面の準備事務について

上記 2 の支給事務の実施上必要となるため、各地方公共団体の所属職員に対する児童手当支給事務担当課（室）においては、平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者及び支給対象児童に係る氏名、生年月日、性別（受給者に限る。）及び住所に関する情報について、リストを作成することなどにより、確実に保存いただくようお願いいたします。

なお、本給付金支給事務に関係して、今後、各地方公共団体の所属職員に対する児童手当支給事務担当課（室）にて実施していただく事務の詳細については、追って連絡させていただきます。

事 務 連 絡
平成 26 年 1 月 24 日

各 都道府県・指定都市・中核市
子育て世帯臨時特例給付金担当課（室） 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室

「子育て世帯臨時特例給付金Q&A（平成26年1月24日版）」について

子育て世帯臨時特例給付金支給事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

子育て世帯臨時特例給付金支給事業について、これまで多くの地方公共団体から御質問いただいている項目等、典型的な質問及びその回答について、別添のとおり取りまとめましたので、御活用をよろしくお願いいたします。

なお、今後もQ&Aについては、順次お示ししていく予定です。

また、都道府県におかれましては、本事務連絡の趣旨について、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び所属職員に対する児童手当支給事務担当課（室）に対して御連絡いただきますようお願いいたします。

(照会先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室

伊藤、山口

TEL 03-5253-1111（内線：7850）

FAX 03-3595-2672

子育て世帯臨時特例給付金 Q & A

1. 総論

- 問1. 子育て世帯臨時特例給付金（以下「子育て臨時給付金」といいます。）の支給の実施に当たり、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）で実施要綱を定める必要はありますか。その場合、国から例が示されますか。
- 問2. 子育て臨時給付金の法的性格は何ですか。
- 問3. 基準日を平成 26 年 1 月 1 日としている理由は何ですか。また、支給決定日までに生まれた児童等は対象児童とはならないのですか。
- 問4. 支給対象者が児童手当受給者であるならば、子育て臨時給付金の申請を改めてしてもらわなくても、要件に該当する児童手当受給者に支給すればよいのではないのですか。
- 問5. 子育て臨時給付金の支給については、行政不服審査の対象となりますか。

2. 支給対象者・対象児童

- 問6. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に生まれた児童の取扱いはどうなりますか。また、当該児童を養育する者の取扱いはどうなりますか。
- 問7. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に本邦へ入国した児童の取扱いはどうなりますか。また、当該児童を養育する者の取扱いはどうなりますか。
- 問8. 児童手当申請者で、基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点では書類不備により児童手当の認定保留中の者の取扱いはどうなりますか。
- 問9. 平成 25 年 12 月末に出生した児童について、その後、15 日を経過した後に児童手当の新規申請又は額改定申請がなされた場合、当該申請者は基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点で住民基本台帳に記録されていますが、平成 26 年 1 月分の当該児童に係る児童手当の受給者とはならないため、当該申請者は支給対象外であり、当該申請者の児童は対象児童とならないと解してよいですか。
- 問10. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）以降に、支給対象者（親等）や対象児童の状況に変化が生じた場合、子育て臨時給付金の取扱いはどのようになりますか。
- ① 支給対象者が刑務所へ入所した場合。
 - ② 「生計を維持する程度の高い者」が変更となった場合。
 - ③ 対象児童が少年院や少年鑑別所に入った場合。

- 問11. 平成 26 年 1 月 2 日が転出予定日で、実際は平成 25 年 12 月中に転入した場合、児童手当の切り替え時期は転出予定日で取り扱っているため、平成 26 年 1 月分の児童手当の支給は転出前の市町村（A 市）からとなりますが、平成 26 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳の記録は転出先の市町村（B 市）となります。その場合の子育て臨時給付金の申請先はどちらになるのでしょうか。
- 問12. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点では子育て臨時給付金の対象児童の要件を満たしていた者が、基準日より後に生活保護制度内で対応される被保護者となった場合は対象となりますか。
- 問13. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に生活保護の保護停止中の世帯に属する児童について、その後、保護停止が解除された場合でも、子育て臨時給付金の対象になりますか。
- 問14. 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者及びハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者に対しては、準備作業不要とされていますが、対象者がわからなければ、誤って支給することもあるため、誰が対象者かリストをいただけますか。

3. 広報関係

- 問15. 臨時福祉給付金の対象者は、子育て臨時給付金の対象児童とはならないとのことですが、臨時福祉給付金の対象者確定後に、申請勧奨を行う流れになるのでしょうか。それとも、臨時福祉給付金の対象者の申請勧奨と並行して行う必要がありますか。
- 問16. 申請勧奨を行う際に平成 25 年 6 月の現況届が未提出である者の取扱いはどうすればよいですか。
- 問17. 公務員に対する子育て臨時給付金の申請勧奨や支給要件等の周知はどのように行えばよいですか（特に基準日（平成 26 年 1 月 1 日）以後に退職した者）。
- 問18. 子育て臨時給付金の支給要件等に関する周知について、全国統一的な広報資料は作成されますか。作成される場合、いつごろ示されますか。また、チラシについて国から例が示されますか。
- 問19. 国における広報は、どのような内容を予定していますか。

4. 申請受付、期限、手続関係

- 問20. 申請期間はどの時点をもって終了することになりますか。
- 問21. 公務員で子育て臨時給付金の支給対象となり得る者については、所属庁から基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点でその者が児童手当受給者であることなどの証明書を交付することですが、当該証明書について、
- ① 誰に対して（証明書の交付の対象者）
 - ② 具体的にどのような事項を（証明事項）
 - ③ いつ頃（証明書の交付時期）
- 証明すればよいですか。

- 問22. 各所属庁で基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点における平成 26 年 1 月分の児童手当の受給者へ証明書を発行することに代えて、当該所属庁における児童手当受給者情報（証明事項）をとりまとめ、当該受給者の住所地の市町村へ提供する取扱いとして差し支えないですか。
- 問23. 平成 26 年 2 月支払期の児童手当支払通知書を子育て臨時給付金の支給対象となり得る公務員に対する証明書として代用して差し支えありませんか。
- 問24. 所属庁から証明書を交付することとしていますが、所属庁とは具体的にどのような単位とするべきですか（証明者を誰にするべきですか）。
- 問25. 公務員に対する子育て臨時給付金の申請勧奨に当たり、申請勧奨用のチラシのひな形などは国から示されますか。
- 問26. 市町村では公務員の児童手当受給者を把握していませんが、公務員で子育て臨時給付金の支給対象となり得る者に対する申請勧奨や申請書様式の送付はどのように行えばよいですか。
- 問27. 公務員で子育て臨時給付金の支給対象となり得る方の申請書様式について、全国統一の様式を国から示す予定はありますか。
- 問28. 申請書は本人が記入すれば印鑑不要としてよろしいですか。
- 問29. 市町村の判断で支給方法を口座振込に限定することは可能ですか。
- 問30. 児童手当受給者について、支給対象者の同意があれば、児童手当の支給口座へ振込を行うことはできますか。この場合、申請様式に口座振込を利用するに際して児童手当の振込口座を利用する旨を記載することにより、申請書の簡素化を図っても差し支えないですか。
- 問31. 支払日については市町村が任意に設定してよいですか。また審査が終わった者から随時支払いを行ってよいですか

5. 予算関係

- 問32. 今回の子育て臨時給付金について、20 年度の子育て応援特別手当同様、都道府県が国からの事務委任を受けて補助金の交付申請のとりまとめや支出事務を行うこととなりますが、都道府県が市町村分の予算を計上する必要はありますか。
- 問33. 自治体の予算科目について、節の区分はどのようにすればよいですか。
- 問34. 10/10 補助となっていますが、システム改修費や人件費についての上限はありますか。
- 問35. 市町村における事務費補助金の対象経費はどのようになりますか。
- 問36. 都道府県においてもシステム改修が必要となりますが対象経費としてよいでしょうか。また、パソコンについても市町村と同様対象経費としてよいでしょうか。
- 問37. 市町村が所属する職員に対して行う証明書の発行に関連する経費も事務費の対象となりますか。また、市町村だけでなく都道府県も対象になりますか。
- 問38. 都道府県、市町村ともに対象とならないものはありますか。
- 問39. 児童手当と併せて広報・勧奨・郵送・申請受付を行った場合の事務費の取扱いはどのようになりますか。
- 問40. 臨時福祉給付金と子育て臨時給付金で共通の事務に係る事務費補助金の申請方法はどのようになりますか。

6. 臨時福祉給付金関係

- 問41. 臨時福祉給付金の支給該当者であるが、臨時福祉給付金の給付を望まない者については、子育て臨時給付金の対象児童としてよいですか。
- 問42. 臨時福祉給付金の支給対象者が当該給付金の申請をしておらず、子育て臨時給付金の申請をしている場合、臨時福祉給付金の申請勧奨をし、子育て臨時給付金は支給しないということによいですか。

7. その他

- 問43. 子育て臨時給付金は、課税の対象になりますか。

1. 総論

問1. 子育て世帯臨時特例給付金（以下「子育て臨時給付金」といいます。）の支給の実施に当たり、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）で実施要綱を定める必要はありますか。その場合、国から例が示されますか。

（答）

- 円滑な支給事務を進めていく上で、市町村における事業の基本的な仕組み等を実施要綱等の形で定めることが適当であると考えます。なお、国より実施要綱（例）をお示しする予定ですので、各市町村において作成される際はご参考にしてください。

問2. 子育て臨時給付金の法的性格は何ですか。

（答）

- 法的性格は、民法上の贈与契約となります。

問3. 基準日を平成26年1月1日としている理由は何ですか。また、支給決定日までに生まれた児童等は対象児童とはならないのですか。

（答）

- 子育て臨時給付金は、臨時福祉給付金の対象となる児童には支給しないため、支給手続等に当たって混乱を生じないように、臨時福祉給付金の基準日を踏まえ、平成26年1月1日と設定したものです。
- 基準日の翌日以後に生まれた児童については、支給の対象とはなりません。

問4. 支給対象者が児童手当受給者であるならば、子育て臨時給付金の申請を改めてしてもらわなくても、要件に該当する児童手当受給者に支給すればよいのではないですか。

（答）

- 本人の受領の意思を確認するため、子育て臨時給付金の支給においては申請をしていただく必要があります。

問5. 子育て臨時給付金の支給については、行政不服審査の対象となりますか。

（答）

- 子育て臨時給付金の法的性格は贈与契約であり、行政処分ではないので、支給について不服申立て等の対象とはならないと考えます。

2. 支給対象者・対象児童

問6. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に生まれた児童の取扱いはどうなりますか。また、当該児童を養育する者の取扱いはどうなりますか。

（答）

- 基準日である平成 26 年 1 月 1 日に生まれた児童については、当該児童が平成 26 年 2 月分の児童手当（特例給付を含む。以下同じ。）の支給対象児童となっている場合は、子育て臨時給付金の支給の対象となります。
- ただし、当該児童が臨時福祉給付金又は生活保護制度内で対応される被保護者等である場合には、支給の対象とはなりません。
- これにより、平成 26 年 1 月 1 日に生まれた児童で、上記取扱いにより対象児童となる児童について、同年 2 月分の児童手当の受給者となった者は子育て臨時給付金の支給の対象となります。
- なお、平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。以下同じ。）の受給者であって、平成 26 年 1 月 1 日生まれである 2 人目以降の児童について、平成 26 年 2 月分の児童手当から増額改定された者についても、当該 2 人目以降の児童は子育て臨時給付金の支給の対象となります。

問7. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に本邦へ入国した児童の取扱いはどうなりますか。また、当該児童を養育する者の取扱いはどうなりますか。

（答）

- ご質問のケースの場合、基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点で住民基本台帳に記録されている児童であり、かつ、当該児童が平成 26 年 2 月分の児童手当の支給対象児童となっている場合は、子育て臨時給付金の支給の対象となります。
- ただし、当該児童が臨時福祉給付金又は生活保護制度内で対応される被保護者等である場合には、支給の対象とはなりません。
- これにより、基準日時点で住民基本台帳に記録されており、かつ、上記取扱いにより対象児童となる児童について平成 26 年 2 月分の児童手当の受給者となった者は子育て臨時給付金の支給の対象となります。

問8. 児童手当申請者で、基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点では書類不備により児童手当の認定保留中の者の取扱いはどうなりますか。

（答）

- 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点で認定保留中の者について、その後不足書類が提出され、平成 26 年 1 月分の児童手当（平成 26 年 1 月 1 日に生まれた児童については、当該児童について、平成 26 年 2 月分の児童手当を含む。以下同じ。）が遡って支給された場合は、子育て臨時給付金の支給の対象となります。

問9. 平成 25 年 12 月末に出生した児童について、その後、15 日を経過した後に児童手当の新規申請又は額改定申請がなされた場合、当該申請者は基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点で住民基本台帳に記録されていますが、平成 26 年 1 月分の当該児童に係る児童手当の受給者とはならないため、当該申請者は支給対象外であり、当該申請者の児童は対象児童としないと解してよいですか。

（答）

- お見込みのとおりです。

問10. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）以降に、支給対象者（親等）や対象児童の状況に変化が生じた場合、子育て臨時給付金の取扱いはどのようになりますか。

- ① 支給対象者が刑務所へ入所した場合。
- ② 「生計を維持する程度の高い者」が変更となった場合。
- ③ 対象児童が少年院や少年鑑別所に入った場合。

（答）

<①について>

- 対象となります。

<②について>

- 例えば、平成 26 年 6 月の現況届において、平成 26 年 1 月分の児童手当の受給者よりもその配偶者の方が平成 25 年の所得が高いことが判明し、当該配偶者が「生計を維持する程度の高い者」として平成 26 年 6 月分からの児童手当の受給者となった場合であっても、平成 26 年 1 月分の児童手当の受給者が支給の対象となります。

<③について>

- 対象となります。

問11. 平成 26 年 1 月 2 日が転出予定日で、実際は平成 25 年 12 月中に転入した場合、児童手当の切り替え時期は転出予定日に取り扱っているため、平成 26 年 1 月分の児童手当の支給は転出前の市町村（A 市）からとなりますが、平成 26 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳の記録は転出先の市町村（B 市）となります。その場合の子育て臨時給付金の申請先はどちらになるのでしょうか。

（答）

- 子育て臨時給付金の申請先（支給の実施主体）は、原則として基準日（平成 26 年 1 月 1 日）における住所地の市町村となります。したがって、ご質問のケースについては、B 市が申請先となります。
- このケースの場合、平成 26 年 1 月分の児童手当は A 市の支給、子育て臨時給付金は B 市の支給となるため、B 市での子育て臨時給付金の支給に当たっては、申請者の同月分の児童手当が支給されていたことを A 市に照会すること等により、支給要件を確認していただくこととなります。

問12. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点では子育て臨時給付金の対象児童の要件を満たしていた者が、基準日より後に生活保護制度内で対応される被保護者となった場合は対象となりますか。

（答）

- 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）において子育て臨時給付金の要件を満たしていた児童が、子育て臨時給付金の支給決定までの間に被保護者となった場合であっても、支給の対象となります。なお、支給された子育て臨時給付金は、生活保護制度内で収入認定されることとなります。

問13. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に生活保護の保護停止中の世帯に属する児童について、その後、保護停止が解除された場合でも、子育て臨時給付金の対象になりますか。

（答）

- 基準日において子育て臨時給付金の要件を満たしていた児童が、子育て臨時給付金の支給決定までの間に保護停止が解除された場合であっても、支給の対象となります。なお、支給された子育て臨時給付金は、生活保護制度内で収入認定されることとなります。

問14. 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者及びハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者に対しては、準備作業不要とされていますが、対象者がわからなければ、誤って支給することもあるため、誰が対象者かリストをいただけますか。

（答）

- ご質問の受給者に対しては、都道府県及び国から、子育て臨時給付金の支給対象とならないことを事前に説明し、理解をいただくことにより対応するため、支給に当たり市町村に受給の有無を確認いただく必要はありません。

3. 広報関係

問15. 臨時福祉給付金の対象者は、子育て臨時給付金の対象児童とはならないとのことですが、臨時福祉給付金の対象者確定後に、申請勧奨を行う流れになるのですか。それとも、臨時福祉給付金の対象者の申請勧奨と並行して行う必要がありますか。

(答)

- 臨時福祉給付金の対象となる児童については、子育て臨時給付金の対象とはなりません。これは、臨時福祉給付金が実際に支給されたかどうかで判断するのではなく、臨時福祉給付金の支給要件に該当するかどうかによって判断することとなります。
- したがって、例えば、臨時福祉給付金の支給要件に該当する児童について子育て臨時給付金の申請がなされた場合、臨時福祉給付金の対象となる旨を教示し、その申請を勧奨するケースも想定されるため、両給付金の申請受付開始日は同時期に設定することが想定されます。
- このため、申請勧奨についても、並行して行うことが考えられます。

問16. 申請勧奨を行う際に平成 25 年6月の現況届が未提出である者の取扱いはどうすればよいですか。

(答)

- 平成 25 年6月の現況届が未提出の者であっても、現況届を提出し、遡って平成 26 年1月分の児童手当の受給者となれば、子育て臨時給付金についても支給の対象となります。
- このため、このような者に対しては、現況届の提出を促す際に、併せて子育て臨時給付金について案内する方法が考えられます。

問17. 公務員に対する子育て臨時給付金の申請勧奨や支給要件等の周知はどのように行えばよいですか（特に基準日（平成 26 年1月1日）以後に退職した者）。

(答)

- 公務員に対する申請勧奨については、市町村においても、広報等による地域住民に対する一般的な申請勧奨を行っていただきますが、一義的に、平成 26 年1月分の児童手当を支給している所属庁が行うこととしています。
- したがって、基準日以後に退職した者についても、平成 26 年1月分の児童手当を支給していた所属庁からできる限り周知をしていただきたいと思います。
- 国においても、このような者に留意した広報の実施に努めていきたいと考えています。

問18. 子育て臨時給付金の支給要件等に関する周知について、全国統一的な広報資料は作成されますか。作成される場合、いつごろ示されますか。また、チラシについて国から例が示されますか。

(答)

- 国においては、支給要件等の周知のための一般国民向け広報として、テレビCMや新聞広告等を行う予定であり、その一環として、全国統一的なポスターなどを作成する予定です。現在、一連の調達手続を行っており、来年度の早い段階でお配りする予定です。
- また、広報チラシ等については、3月には例をお示ししたいと考えています。

問19. 国における広報は、どのような内容を予定していますか。

(答)

- 国における広報は、現在のところ、以下の取組を予定しています。
 - ① 一般国民向け広報
 - ・ テレビCM
 - ・ 新聞広告
 - ・ インターネット広告
 - ・ ポスター及びリーフレットの作成・配布
 - ② 特設ホームページの開設
 - ③ コールセンターの設置

4. 申請受付、期限、手続関係

問20. 申請期間はどの時点をもって終了することになりますか。

(答)

- 申請受付開始日から3か月（最長で6か月）が経過した日をもって、申請期間は終了するものと考えています。なお、市町村が郵送・窓口受付など複数の方法により申請を受け付ける場合、いずれかの方法について最初に開始した日を申請開始日とし、それから3か月（最長で6か月）経った日をもっていずれの方法による受付も終了することとなります。
- なお、税務調査等により、子育て臨時給付金の支給対象者であることが判明した場合の取扱いについては検討中です。

問21. 公務員で子育て臨時給付金の支給対象となり得る者については、所属庁から基準日（平成26年1月1日）時点でその者が児童手当受給者であることなどの証明書を交付するとのことですが、当該証明書について、

- ① 誰に対して（証明書の交付の対象者）
- ② 具体的にどのような事項を（証明事項）
- ③ いつ頃（証明書の交付時期）

証明すればよいですか。

(答)

<①について>

- 証明書は子育て臨時給付金の支給対象となり得る職員本人に交付することとなります。
- なお、支給対象となり得る者とは、基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当の受給者となります。

<②について>

- 証明事項については、平成26年1月23日付当室事務連絡により、証明書様式を既にお示ししたところですが、以下のとおりとなります。

（受給者に係る証明事項）

氏名、性別、生年月日、住所、配偶者の有無、配偶者の氏名、児童手当の支給区分（児童手当か特例給付か）及び児童手当支払金融機関

（対象児童に係る証明事項）

氏名、続柄、生年月日、同居・別居の別及び住所又は住所地の市町村名

- なお、証明書様式に代えて、各所属庁で保有する「児童手当・特例給付受給者台帳」（児童手当受給者ごとに作成した台帳）の表面の写しを活用して証明することも可能となります。

<③について>

- 証明書の交付時期は、各所属庁において準備ができ次第の交付としますが、基本的に基準日時点の所属庁が証明書を交付することとなるため、一般的に4月異動が多いこと等を考慮すると、平成25年度内に交付することが望ましいと考えます。

問22. 各所属庁で基準日（平成26年1月1日）時点における平成26年1月分の児童手当の受給者へ証明書を発行することに代えて、当該所属庁における児童手当受給者情報（証明事項）をとりまとめ、当該受給者の住所地の市町村へ提供する取扱いとして差し支えないですか。

（答）

- 市町村職員のうち、当該職員が勤務する市町村と当該職員の基準日時点の住所地が一致する者については、同一市町村内での処理であるため、当該市町村の証明書交付事務担当部署は子育て臨時給付金担当部署と調整の上、それらの者の基準日時点の平成26年1月分の児童手当の受給状況（証明事項）の一覧を作成し、当該市町村の子育て臨時給付金担当部署へ情報提供することにより、一覧に掲載された職員本人に対する証明書交付を省略する取扱いで差し支えないものとします。
- 国家公務員、都道府県職員及び市町村職員のうち当該職員が勤務する市町村と当該職員の基準日時点の住所地の市町村が一致しない者についてはこのような取扱いはしないものとします（所属庁により証明書交付方式を採る場合と一覧作成方式を採る場合でばらつきがあった場合、市町村の支給事務に混乱を来す恐れがあるため）。
- なお、一覧作成方式を採った場合であっても、公務員の児童手当受給者本人による市町村への支給申請は必要となります。

問23. 平成26年2月支払期の児童手当支払通知書を子育て臨時給付金の支給対象となり得る公務員に対する証明書として代用して差し支えありませんか。

（答）

- 児童手当支払通知書の内容では、証明事項を網羅できないため、証明は問21の取扱いにより実施することとし、ご質問のような取扱いはできないこととします。

問24. 所属庁から証明書を交付することとしていますが、所属庁とは具体的にどのような単位とすべきですか（証明者を誰にするべきですか）。

（答）

- 証明書による証明は、児童手当の認定権者単位で行うこととします。認定権限を委任している場合は、委任を受けている者が証明することとなります。

問25. 公務員に対する子育て臨時給付金の申請勧奨に当たり、申請勧奨用のチラシのひな形などは国から示されますか。

(答)

- 子育て臨時給付金の支給対象となり得る公務員の児童手当の受給者に対し周知すべき内容については、平成26年1月23日付当室事務連絡によりお示ししたところですが、これらの周知事項を記載した所属職員への周知用資料のひな形については追ってお示しする予定です。

問26. 市町村では公務員の児童手当受給者を把握していませんが、公務員で子育て臨時給付金の支給対象となり得る者に対する申請勧奨や申請書様式の送付はどのように行えばよいですか。

(答)

- 市町村においては、広報等により地域住民に対して一般的な申請勧奨を行っていただきますが、子育て臨時給付金の支給対象となり得る公務員の児童手当の受給者に対する個別の申請勧奨は困難であることから、公務員については、一義的に所属庁において申請勧奨を行うこととなります。

問27. 公務員で子育て臨時給付金の支給対象となり得る方の申請書様式について、全国統一の様式を国から示す予定はありますか。

(答)

- 公務員については、全国統一の様式を追って国からお示しし、その様式により申請していただく取扱いを予定しています。

問28. 申請書は本人が記入すれば印鑑不要としてよろしいですか。

(答)

- 本人署名により記名押印に代える取扱いを予定しています。

問29. 市町村の判断で支給方法を口座振込に限定することは可能ですか。

(答)

- 差し支えありませんが、本制度の趣旨に鑑み、金融口座を持っていない、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる等、振込による受給が困難な住民の方への支給にも対応していただく必要があるものと考えています。

問30. 児童手当受給者について、支給対象者の同意があれば、児童手当の支給口座へ振込を行うことはできますか。この場合、申請様式に口座振込を利用するに際して児童手当の振込口座を利用する旨を記載することにより、申請書の簡素化を図っても差し支えないですか。

(答)

- 申請様式例は追ってお示しいたしますが、ご照会の趣旨を反映させたものとなるよう検討しています。

問31. 支払日については市町村が任意に設定してよいですか。また審査が終わった者から随時支払いを行ってよいですか

(答)

- 差し支えありません。

5. 予算関係

問32. 今回の子育て臨時給付金について、20年度の子育て応援特別手当同様、都道府県が国からの事務委任を受けて補助金の交付申請のとりまとめや支出事務を行うこととなりますが、都道府県が市町村分の予算を計上する必要はありますか。

(答)

- 都道府県におかれましては、補助金の交付申請のとりまとめ等をお願いすることとなりますが、管内市町村分の予算を計上する必要はありません。

問33. 自治体の予算科目について、節の区分はどのようにすればよいですか。

(答)

- 子育て臨時給付金の支給は国庫補助事業として実施していることから市町村において適切な方法で区分経理を行い、歳入歳出計上を行う必要があります。一般論として、地方自治法施行規則別記の歳出予算に係る節の区分（第15条関係）第19節「負担金、補助及び交付金」が適切であると考えます。

問34. 10/10補助となっていますが、システム改修費や人件費についての上限はありますか。

(答)

- 上限額は設けません。なお、事務費の総額については、平成25年12月26日当室事務連絡（予算関係）で目安額を示しておりますので、そちらを参考に予算計上をしてください。

問35. 市町村における事務費補助金の対象経費はどのようになりますか。

(答)

- 正規職員の時間外手当、非常勤職員の雇用費用、システム改修費、口座振込手数料、庁舎外事務所等の賃借料及び光熱費、パソコンのレンタル（又はリース）、電話設置等のLAN及び電話回線工事及び撤去費、郵送申請のための返信用封筒及び郵送料、全国説明会等出席のための旅費、業者への委託費、消耗品などが対象となります。

問36. 都道府県においてもシステム改修が必要となりますが対象経費としてよいでしょうか。

また、パソコンについても市町村と同様対象経費としてよいでしょうか。

(答)

- 都道府県についても改修が必要となる場合は対象とします。また、パソコンについても市町村と同様対象とします。

問37. 市町村が所属する職員に対して行う証明書の発行に関連する経費も事務費の対象となりますか。また、市町村だけでなく都道府県も対象になりますか。

(答)

- 都道府県、市町村が行う証明書発行業務に係る経費は、対象となります。

問38. 都道府県、市町村ともに対象とならないものはありますか。

(答)

- 正規職員の俸給、備品（パソコン等）の購入は対象外です。なお備品はレンタル（又はリース）であれば対象とします。

問39. 児童手当と併せて広報・勧奨・郵送・申請受付を行った場合の事務費の取扱いはどのようになりますか。

(答)

- 例えば、申請書を児童手当の現況届に同封して対象者に送付する場合、併せて行うことにより追加で発生した経費が事務費の対象となります。

問40. 臨時福祉給付金と子育て臨時給付金で共通の事務に係る事務費補助金の申請方法はどのようになりますか。

(答)

- 合理的な算出方法でそれぞれの経費を按分のうえ申請願います。例えば、経費の内容によっては、それぞれの給付金に係る対象人数で按分する等の方法が考えられます。

6. 臨時福祉給付金関係

問41. 臨時福祉給付金の支給該当者であるが、臨時福祉給付金の給付を望まない者については、子育て臨時給付金の対象児童としてよいですか。

(答)

- 臨時福祉給付金の対象者は、子育て臨時給付金の対象児童から除かれることとなっており、このため、本人の希望の有無にかかわらず、臨時福祉給付金の対象者に該当する者の子育て臨時給付金の対象児童とすることはできません。

問42. 臨時福祉給付金の支給対象者が当該給付金の申請をしておらず、子育て臨時給付金の申請をしている場合、臨時福祉給付金の申請勸奨をし、子育て臨時給付金は支給しないということではよいですか。

(答)

- 差し支えありません。

7. その他

問43. 子育て臨時給付金は、課税の対象になりますか。

(答)

- 平成 26 年度税制改正の大綱（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、子育て臨時給付金については、所得税・個人住民税を課さないこととされています。